平成２１年（フ）第６８３号
神奈川県相模原市西橋本５丁目２番14―108号
債務者　和田　幹夫
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８８号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇671―３　時松アパート103
債務者　本田　史郎
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１６号
宮城県東松島市赤井字横関６番地５
債務者　佐藤　和昭
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
宮城県石巻市新境町１丁目３番地５
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
宮城県東松島市矢本字町浦80番地３
債務者　越後美貴子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
山形県寒河江市元町３丁目18番地の15
債務者　佐竹　和徳
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９９号
山形市小白川町５丁目27番15―805号　県営あたご団地
債務者　戸田　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６２号
山形県東根市神町西２丁目７番13号
債務者　柴原　真澄
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６５号
山形市あけぼの２丁目１番地３　山形刑務所職員宿舎116号
債務者　大石千佳子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６８号
山形県東根市神町西５丁目３番67号
債務者　高星　信義
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７０号
山形県東村山郡山辺町大字北垣72番地２
債務者　菅井　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７８号
名古屋市名東区神里１丁目44番地
債務者　新起土木こと　市橋　正基
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９２号
愛知県豊田市西中山町十七屋４番地121
債務者　稲垣貴美江（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６９５０号
東京都千代田区丸の内１丁目９番地
破産者　株式会社萬遍舎
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１９１１号
札幌市南区藤野５条８丁目21番24号
破産者　佐々木勝久
1　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
2　一般調査期日　平成22年３月４日午後１時30分
平成22年１月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５０２号
和歌山県橋本市高野口町伏原323番地の２
破産者　兼井パイル織物工場こと　兼井　庸雄
1　破産債権の届出期間　平成22年２月18日まで
2　一般調査期日　平成22年４月26日午前11時35分
平成22年１月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4836番地３
破産者　黒木　雅子
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年３月19日午後２時30分
平成22年１月19日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４１５号
京都府向日市物集女町五ノ坪18番地の29
破産者　髙萩　恒一
1　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
2　一般調査期日　平成22年４月20日午後２時30分
平成22年１月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１７７４号
大阪府交野市私市２丁目38番１―117号、前住所堺市南区宮山台１丁３番42号
破産者　泉　亀三郎
1　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
2　一般調査期日　平成22年４月22日午前11時
平成22年１月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係